

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
池田友邦会長代理	<p>ただ今より、第225回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、市議会が開会中のため寺井会長が不在ですので、会長代理の私が進行させていただきます。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、久谷地区の平岡委員と、立岩地区の西垣委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>また、地元説明のため、久谷地区の橋推進委員に御出席を願っています。よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、御審議のほどよろしく、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして、議題第2号と議題第3号を御報告いたします。</p> <p>令和4年7月26日から令和4年8月25日までに専決処理した案件は4条届出が7件、5条届出が24件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号を御報告いたします。</p>

伊賀上大輔副主幹	<p>1 番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、転用目的で売却するとしております。</p> <p>離作補償を支払うとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 5 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>お手元に審査基準 1 号～ 7 号までを整理した農地法第 3 条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1 番、譲受人は、農地約 131 アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>2 番、譲受人は、農地約 184 アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3 番、譲受人は、農地約 63 アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4 番、譲受人は、農地約 79 アールを耕作する農家でございます。</p>

伊賀上大輔副主幹

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

5番、譲受人は、農地約384アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約39アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約51アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約49アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約95アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を贈与により取得し、農業に精進していくものでございます。

10番、譲受人は、農地約41アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

11番、譲受人は、農地約114アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約129アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地を贈与により取得し、農業に精進していくものでございます。

13番、譲受人は、農地約32アールを耕作する農家でございます。

この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

池田友邦会長代理

事務局の説明が終わりました。

本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

池田友邦会長代理

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。
事務局の説明をお願いします。

船草康司副主幹

それでは、御説明いたします。

1番、本件申請人は、農地約48アールを耕作する兼業農家でございます。

平成15年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を、200平米以上の農業用倉庫として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件申請人は、農地約19アールを耕作する農家であります。

議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件申請人は、農地約52アールを耕作する農家でございます。

この度、申請地の近くに店舗を出店予定の個人事業主及び近隣住民の要望により、本申請地を6台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は松山市役所堀江支所よりおおむね500メートル以内に位置することから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

池田友邦会長代理

事務局の説明が終わりました。

本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

池田友邦会長代理

それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。

事務局の説明をお願いします。

船草康司副主幹

それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございます。

この度、松山市発注の水泥町にある「松山市児童発達支援センターひまわり園」の大規模改修工事を受注し、工事車両用の駐車場等が必要なことから、「ひまわり園」に隣接する本申請地の一部を賃借し、露天駐車場及び現場事務所として利用したいとしております。

なお、本件は、約10ヶ月の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件は、先月の第224回総会にて事業計画の見直しのため申請を取り下げた案件でございますが、今般、事業計画が整ったことから改めて申請書が提出されたものです。

本件受人は、認定こども園の運営を行う学校法人でございます。

既存の園舎の老朽化が著しく、このままでは園児や職員が安心して安全に利用できないことから、今般、既存施設に隣接する本申請地を取得し、既存施設と一体で新たな園舎の建築や職員用の露天駐車場として利用したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、本件は、申請面積が1,000平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員からの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

船草康司副主幹

3番、4番、5番は、それぞれ保留です。

6番、本件受人は、申請地に隣接する宅地を購入し住宅を建築するにあわせて、申請地の近くで知人が運営する訪問介護事業所が駐車場不足により事業に支障をきたしていることから、この度、訪問介護事業所及び近隣住民へ貸し出す、貸露天駐車場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は松山外環状線余戸出入口からおおむね 300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。

7番、本件受人は、運送業を主な業務とする法人でございます。

賃借している既存の資材置場を返却しないといけないことから、早急に新たな露天駐車場・露天資材置場を確保しないと事業に支障が生じることから、この度、本申請地を取得し、業務用車両やプレカット材を置く、露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は、1筆は上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね 500メートル以内に2つ以上の教育施設・医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第3種農地と判断され、もう1筆は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

また、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員からの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

8番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分はJR光洋台駅よりおおむね 300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。

以上でございます。

池田友邦会長代理

事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

2番の案件は、1,000平米を超える案件で、所在地が久米地区でありますので、戒能委員から説明をお願いします。

戒能豊和委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、幼保連携型認定こども園として、幼稚園や保育園などを運営する学校法人であります。開園してから46年が経過し、園舎の老朽化が進んでいることから既存の園舎の一部も含めて建て替えが必要となり、本申請に及んだものです。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、7番の案件は、同じく1,000平米を超える案件で、所在地が余土地区でありますので、池田委員から説明をお願いします。</p>
池田 巧 委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、主に自動車運送業を行っている会社です。</p> <p>この度、申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用するため申請に及んだものです。</p> <p>被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承いたしました。</p> <p>本総会での御審議をよろしく願います。</p>
池田友邦会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに地元委員の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

池田友邦会長代理

本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、議案第8号、「令和4年度第6号農用地利用集積計画」について議題とします。

事務局の説明をお願いします。

住田英俊主幹

それでは、御説明します。

本日の案件7件の内、使用貸借権の設定は4筆、所有権移転が8筆で、設定総面積は1万8,232平米です。

その内訳は、新規が3筆、再設定が1筆、売買が7筆、贈与が1筆となっています。

番号1の譲受人は、約824アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号2の譲受人は、約80アールを耕作する農業生産法人で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約161アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲受人は、約119アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲受人は、約710アールを耕作する農業生産法人で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号7の譲受人は、約251アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、令和4年9月16日となっております。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

池田友邦会長代理	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。</p> <p>本件について、事務局の説明を求めます。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p> <p>番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、相続した日から農業経営を開始し、引き続き農業経営を行う旨の誓約書も提出されており、納税猶予を受ける適格性につきましては、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p>

住田英俊主幹	<p>なお、一部小屋部分は、適用除外となります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
伊賀上大輔副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和4年7月26日～令和4年8月25日までに専決処理した案件は32件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

池田友邦会長代理

本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

最後に、議案第 11 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の『農地』に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

住田英俊主幹

それでは、御説明いたします。

本日御審議いただく案件は、2 件ございます。

番号 1 は久谷地区、番号 2 は浅海地区となっております。

私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いします。

対象地は、農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。

お手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。

番号 1 は、令和 4 年 7 月 13 日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。

2 ページは、対象地の位置図です。

3～4 ページは、公図の写しです。

5～7 ページは、登記簿の写しです。

8～9 ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真と対象地を撮影した写真です。

次に、番号 2 は、令和 4 年 7 月 15 日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。

11～12 ページは、対象地の位置図です。

13～14 ページは、公図の写しです。

15～19 ページは、登記簿の写しです。

20～31 ページは、対象地周辺を上空から撮影した航空写真と対象地を撮影した写真です。

住田英俊主幹	<p>説明は以上です。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員からの補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番の案件は、所在地が久谷地区でありますので橘推進委員から説明をお願いします。</p>
橘 秀敏推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和4年8月2日に、私と池田友邦委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、久谷地区の窪野町乙68番ほか2筆です。</p> <p>今回申し出があったいずれの農地も、昭和50年代以降、40年以上にわたり耕作されておらず、雑木が密集して生えており、周辺の山林と一体化している状態でした。</p> <p>そのため、農地として復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、2番の案件は、所在地が浅海地区でありますので渡部丈司推進委員から説明をお願いします。</p>
渡部丈司推進委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>令和4年7月27日に、私と西垣農業委員、事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地は、浅海地区の浅海原です。</p> <p>今回、判断の申し出があった土地は、浅海原乙1番4ほか4筆です。</p> <p>申請地は豪雨災害等によって被害を受けた園地が一部あります。</p>

渡部丈司推進委員	<p>また、何年も耕作されていないため、園地へ入ると大きな雑木が繁茂し、山林化しておりますので、農地に復元することが極めて困難であると考えられることから、農地性はないと地元では判断しました。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
池田友邦会長代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに地元委員からの説明が終わりました。</p> <p>1番、2番の案件については、全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
池田友邦会長代理	<p>本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案11件の審議が全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、申し上げます。</p>
住田英俊主幹	<p>前回の総会に御出席いただいていない委員の皆様への御案内ですが、昨日、事務局から郵送にてお送りしました「全国農業新聞」の購読についてのリーフレットですが、地域の農業者の皆様にご購読を御案内いただければと思います。</p> <p>また、「農業委員会業務必携」の冊子もお送りしておりますが、業務及び関係する制度等について、分かりやすく内容が記載されておりますので、一読いただき皆様の日々の活動に御活用いただければと思います。</p> <p>次に、農業委員視察研修の日程が決まりましたのでお知らせします。</p> <p>11月7日（月）～8日（火）までの1泊2日で実施します。</p> <p>研修先は、広島県へ出向き、大崎上島町農業委員会で「レモン島構想」の園地視察を行い、福山市の農研機構・西日本農業研究センターにて「水田作でのスマート農業」について、事例等の研修を行う予定です。</p>

住 田 英 俊 主 幹

なお、皆様への御案内や参加申し込みについては、おって文書にてお知らせする予定です。

また、四国県都四市農業委員会会長協議会が11月18日（金）に松山市で開催されます。

今年度は、松山市農業委員会が主催で開催されることから寺井会長ほか幹事にて、高松市、高知市、徳島市の各会長をお招きし、農政業務や農業委員会の抱える問題などについて議題を持ち寄り、農業委員会活動の向上を目指したいと思います。

次に、来年は農業委員及び推進委員さんの改選の年となりますことから、女性農業者への啓発を継続していただき、問合せ等がありましたら相談に乗っていただきますようお願い致します。

毎月提出をお願いしております活動記録簿の御提出をお願いいたします。

活動日数については、とりあえず8日以上ということで、簡単な内容で結構ですので、書いていただき御提出をお願いいたします。

それから、先般行いました農業会議での農業委員及び推進委員の研修会に皆さま参加いただきありがとうございました。

研修内容を日々の業務に生かしていただければと思います。

それでは、次回の総会の日程ですが、来月の第226回総会は、10月11日、火曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。

よろしく願いいたします。

連絡事項は、以上です。

池田友邦会長代理

以上をもちまして、本日の第225回総会を閉会します。

渡 部 純 三 局 長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前11時2分閉会